

災害等に伴う検視等に係る海上保安庁と関係団体との相互協力に関する協定

海上保安庁（以下「甲」という。）、公益社団法人日本医師会（以下「乙」という。）、公益社団法人日本歯科医師会（以下「丙」という。）、特定非営利活動法人日本法医学会（以下「丁」という。）、日本法歯科医学会（以下「戊」という。）及び日本法医病理学会（以下「己」という。）は、災害、海難その他の多数の死者が発生する事象（以下「災害等」という。）が生じた際、遺体の検視、死体調査、身元確認及び検案（以下「検視等」という。）を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡すため、相互の連携を強化し、協力体制を確保することの重要性を認識し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、災害等が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、必要があると認めるときは、速やかに、医師、歯科医師その他専門的な知識経験を有する者（以下「医師等」という。）の派遣について乙、丙、丁、戊又は己と協議を行うものとする。

第2条 乙、丙、丁、戊又は己は、前条に定める協議に基づき、速やかに医師等を派遣し、必要な期間検視等に従事させるものとする。

第3条 甲は、派遣された医師等の業務が円滑に行われるよう、必要な便宜を図るものとする。

第4条 甲は、検視等に関して問題が生じたときは、乙、丙、丁、戊又は己とその都度緊密に協議するものとする。

第5条 甲は、この協定に定めのない事項については、乙、丙、丁、戊又は己とその都度緊密に協議するものとする。

第6条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定の実施に関する事務を行うための事務調整担当部署を置くことができる。

第7条 この協定は、6通作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が各1通を保

管するものとする。

2 この協定の改廃は、甲、乙、丙、丁、戊及び己の間の合意がなければ、その効力を生じないものとする。

3 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙、丁、戊及び己で協議して別に定めるものとする。

附 則

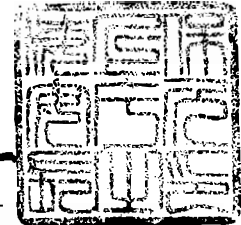
この協定は、締結の日から実施する。

令和7年2月6日

(甲)

海上保安庁次長

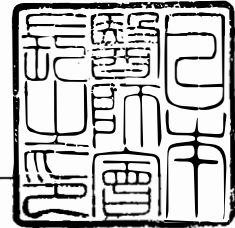
宮澤 康一



(乙)

公益社団法人日本医師会会長

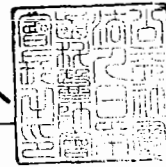
松本 吉郎



(丙)

公益社団法人日本歯科医師会会長

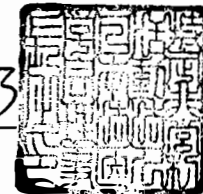
高橋 英登



(丁)

特定非営利活動法人日本法医学会理事長

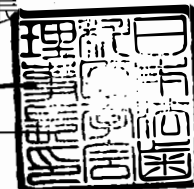
神田 芳郎



(戊)

日本法歯科医学会理事長

櫻田 宏



(己)

日本法医病理学会理事長

近藤 稔和

